

2018年4月4日

## 控訴に向けての方針

弁護士団幹事長 米 倉 勉

### 1 控訴にあたっての検討事項

- ・提訴から5年近くの年月を経ての結審であり、裁判の長期化によって、当初の構想（2年で結審）から、請求金額が大きく拡大した。一方で、この間に「指針」による支払いも相当額に及んでいる。
- ・他方で、控訴にあたっての印紙代負担は地裁の1.5倍と大きく、印紙代の負担が大きいため控訴をあきらめるという事態が懸念される。しかし、出来るだけみんなで控訴して闘いたい。

### 2 基本方針

- ・あえて「一部請求」にとどめる（本来なら請求しうる損害額の、一部だけ控訴する）
- ・避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の2本立て
- ・財物損害は希望者のみ控訴

### 3 具体的な控訴内容

#### ① 避難慰謝料

既払い金のほか、月額「プラス5万円」（84か月分）の部分だけを請求  
＝420万円

#### ② 故郷喪失慰謝料

2000万円のうち、既払い金の他に、500万円を請求

以上